

国立大学法人東京外国語大学多文化共創イノベーションリーダー育成プログラム規程

〔 令和7年3月25日 〕
〔 規則第22号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、東京外国語大学（以下「本学」という。）の大学院総合国際学研究所博士後期課程学生を支援する東京外国語大学多文化共創イノベーションリーダー育成プログラム（以下「MIRAI プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 MIRAI プログラムは、優れた能力を有する本学大学院総合国際学研究所博士後期課程学生に対して、研究に専念するための経済的援助を行うとともに、研究能力を生かしたキャリア開発・育成コンテンツを提供することで、学生のキャリアパス構築の支援に資することを目的とする。

(事業統括)

第3条 MIRAI プログラムに事業統括を置く。

- 2 事業統括は、MIRAI プログラムにより経済的援助を受ける学生（以下「MIRAI 生」という。）の選抜及び本プログラムの運営について統括する。
- 3 事業統括は、学長が指名した者をもって充てる。

(運営委員会)

第4条 キャリア開発・育成コンテンツの企画運営等に関する重要な事項を審議するため、多文化共創イノベーションリーダー育成プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) キャリア開発・育成コンテンツの企画・運営
 - (2) その他、運営委員会において必要と認めたこと
- 3 その他、運営委員会について必要な事項は、別に定める。

(審査委員会)

第5条 MIRAI 生の選考等に関する重要な事項を審議するため、多文化共創イノベーションリーダー育成プログラム審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) MIRAI 生の選考に関すること
 - (2) その他審査委員会において必要と認めたこと
- 3 審査委員会は前項の事項について学長に報告し、学長はその報告に基づき、MIRAI 生を決定する。

4 その他、審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(申請要件)

第6条 MIRAI 生の申請資格を有する者は、本学大学院総合国際学研究科博士後期課程入学者、又は在籍者とする。ただし、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する者を除く。

(1) 他の奨学金等（日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生、留学生で本国からの奨学金等）の支援を受けている者。ただし、財団法人等による研究助成金の受給はこの限りではない。

(2) 本学や企業など（個人事業主含む）から、生活費相当額として十分な水準(240万円/年以上)で、給与・役員報酬・奨学金等の安定的な収入を得ている者

(支援金の支給、配分及び期間)

第7条 MIRAI 生には、研究奨励費及び研究費（以下「支援金」という。）を支給する。

2 研究奨励費は年額 2,000,000 円を支給し、研究費は年額 200,000 円を配分する。

3 支援金の支給期間は、MIRAI 生の在籍開始から標準修業年限（国立大学法人東京外国語大学大学院学則（平成4年4月30日制定）第8条第2項に定める。）内とする。

(MIRAI 生の義務)

第8条 MIRAI 生は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 別に定める研究計画書及び活動報告書の提出

(2) キャリア開発・育成コンテンツの受講

(3) ジョブ型研究インターンシップ事業によるマッチング専用システムへの登録

(4) 博士人材データベース「JGRAD」への登録及び、修了後10年以上の、JGRADを利用した進路追跡調査への協力

(5) 本学が指定する研究倫理教育教材の受講

(6) 研究成果発表時の謝辞

(7) 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）への個人 E-mail アドレスの提供に係る同意及び、アンケート等への回答

(8) 国立大学東京外国語大学研究活動に関する研究者行動規範（平成27年3月24日制定）及び国立大学法人東京外国語大学公的研究費の運営・管理に関する教職員等行動規範（平成27年3月24日制定）及びその他関係規程等の遵守

2 MIRAI 生は、休学又は義務の履行に影響する事由が発生した際には、すみやかに担当事務に報告しなければならない。

3 MIRAI 生は、研究費の不正使用又は研究活動上の不正行為が行われ、若しくはそのおそれがある場合は、本学が実施する調査に誠実に協力しなければならない。

(支援金の支給方法)

第9条 研究奨励費は、MIRAI 生の在籍期間に応じ、5月、8月、11月、2月の4回に分けて支給する。

2 研究費は本学で経理し、関連する会計規程等に基づき取り扱うものとする。

(支給の停止及び再開)

第10条 MIRAI 生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の支給を停止する。

(1) 第8条第1項に定める義務を履行しなかった場合

(2) 休学する場合

2 支援金の支給を停止した者で、その事由の解消が確認された場合は、復学した月より第7条第3項に則り額を決定し、支援金の支給を再開する。

(認定取消)

第11条 MIRAI 生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、学長は、MIRAI 生の認定を取り消すものとする。

(1) 第6条各号に掲げる条件に該当することとなった場合

(2) 退学、転学又は除籍になった場合

(3) 懲戒処分を受けた場合

(4) 休学し、かつその後の支援金の受給を辞退する場合

(5) その他 MIRAI 生として適当でない事実があった場合

2 学長は、前項の決定に基づき、既に支給した支援金の全部又は一部の金額の返還を求めることができる。

(庶務)

第12条 MIRAI プログラムの庶務は、関係各課の協力を得て、研究協力課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、MIRAI プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。